

秋田市上下水道局公告

局有地の売払いについて次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項の規定に基づき公告する。

平成30年10月26日

秋田市上下水道事業管理者 工 藤 喜根男

1 売払物件の表示

| | 所在地等 | 最低入札価格 |
|---|--|-------------|
| 1 | 土地 秋田市寺内蛭根三丁目72番3 原野 4,580.14㎡ 秋田市寺内蛭根三丁目73番1 宅地 650.63㎡ 計5,230.77㎡ 工作物 上水道旧配水池 鉄筋コンクリート造 幅35m×奥行20m×高さ5.2m | 26,290,000円 |
| 2 | 土地 秋田市桜ガ丘五丁目13番13 宅地 829.02㎡ 建物 鉄筋コンクリート造陸屋根地下1階付き平家 建 延べ床面積 93.48㎡ | 10,870,000円 |

2 入札参加者の資格

次のいずれかに該当する者は、入札に参加することができない。

- (1) 契約を締結する能力を有しない者および破産者で復権を得ない者
- (2) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団ならびに同法第2条第6号に規定する暴力団員、暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者およびこれらの者と密接な関係を有する者
- (3) 次のいずれかに該当する者でその事案があった後2年を経過しない者およびその者を代理人、支配人、その他使用人又は入札代理人として使用する者

- ア 競争入札において、その公正な執行を妨げた者又は公正な価格の成立を害し、もしくは不正の利益を得るために連合した者
- イ 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げた者
- ウ 正当な理由がなく契約を履行しなかった者
- エ 上記のアからウまでのいずれかに該当する事案があった後2年を経過していない者を契約の締結又は契約の履行に当たり代理人、支配人、その他の使用人として使用した者

3 入札の場所および日時

- (1) 場所 秋田市川尻みよし町14番8号
秋田市上下水道局 4階大会議室
- (2) 入札 平成30年11月27日（火）午前10時
(入札申込受付は午前9時から午前9時50分まで)
- (3) 開札 入札締切後直ちに開札

4 入札心得書および契約条項を示す場所

秋田市川尻みよし町14番8号 秋田市上下水道局総務課

5 入札保証金

- (1) 現金又は秋田市を支払地とする銀行振出の小切手をもって、入札金額の100分の5以上に相当する金額を、金融機関窓口にて納付すること。

なお、原則事前納入とし、納入通知書は秋田市上下水道局総務課管財係にて交付するものとする。

- (2) 落札者は、入札保証金について還付又は契約保証金（契約金額の100分の10以上）の納付に充当することができる。
- (3) 落札者が指定期日までに契約を締結しないときは落札は無効とし、入札保証金は秋田市上下水道局に帰属する。
- (4) 落札者以外の者に対しては、入札執行後5日以内に請求書に記載の指定口座に入札保証金を還付する。

6 入札無効に関する事項

- (1) 郵便による入札は認めないものとする。
- (2) 入札の参加に必要な資格のない者のした入札および入札心得書に記

載した事項に違反した入札は、無効とする。

7 売買契約の締結

落札者は、秋田市上下水道事業管理者が落札の通知を発した日から起算して7日以内に売買契約書により契約を締結しなければならない。

8 契約保証金

(1) 契約者は、契約締結後直ちに契約保証金を納付しなければならない。ただし、入札保証金を充当する場合は、充当額を差し引いた額を納付するものとする。

(2) 契約保証金は、契約者の申出により、当該売払代金に充当するものとする。

9 売払代金

契約者は、契約締結後14日以内に売払代金を秋田市上下水道局の発行する納入通知書により納付しなければならない。

ただし、契約保証金を差し引いた額を納付するものとする。

10 売払物件の説明日時および場所

(1) 秋田市寺内蛭根三丁目72番3他1筆

ア 日 時 平成30年11月13日（火）午前10時から

イ 集合場所 現地

(2) 秋田市桜ガ丘五丁目13番13

ア 日 時 平成30年11月13日（火）午前11時から

イ 集合場所 現地